

安全報告書

【バス事業】



2026年7月

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1.ごあいさつ

平素より遠州鉄道ならびに遠鉄グループをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
また、当社バス事業に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

遠鉄グループは、バス・鉄道を中心とした運輸事業において培ってきた「安全・安心・信頼」を経営の根幹としております。

なかでも「最も重要なサービスは輸送の安全である」という基本方針のもと、安全運行を支える人材育成や設備投資、健康管理の充実に継続して取り組んでおります。

2025 年度におきましては、社会経済活動の本格的な回復に伴い、公共交通機関に求められる役割が一層高まる中、安全性向上と持続可能な運行体制の確立に向けた取り組みを推進してまいりました。

ハード面では、路線バス 9 両、空港バス 1 両、高速バス 1 両、貸切バス 3 両の新車導入を実施するとともに、当社初となる EV バス(BYD 社製)を導入し、安全性・環境性能の向上を図りました。

また、姫街道車庫におけるパーク＆ライド機能の拡充や、バスターミナル待合環境の改善など、お客様により快適にご利用いただける環境整備にも取り組んでまいりました。

ソフト面では、運転者不足への対応を目的として、処遇改善による採用強化・離職防止策の実施に加えて、夏季制服としてポロシャツを導入するなど、働きやすい職場環境づくりを進めております。

教育面においては、階層別教育の実施や運行評価表(デジタコ)の活用による運転技術向上に取り組むとともに、60 歳以上の班長経験者の知識や経験を活かした人材育成にも取り組んでおります。さらに、「社員のチカラ(社内モニター制度)」や LINE WORKS を活用した情報共有・電子化推進により、現場力向上と組織内コミュニケーション強化を図っております。

持続可能な公共交通を目指して、2025 年 11 月には運賃改定を実施致しました。安全設備への投資の充実に図り、運転者の処遇改善を実施することで、お客様に安心してご利用いただける環境づくりを実施してまいります。また、カスタマーハラスメント対応マニュアルを策定し、ホームページへの掲出、クレジットカードタッチ決済の利用促進や、路線バスの所要時分見直しによる定時性改善を進め、将来にわたり持続可能な公共交通体制の構築に努めてまいります。

今後も、経営トップおよび安全統括管理者による現場巡回を継続しながら、安全を最優先とした事業運営を徹底するとともに、地域のお客様から「安心して利用できる公共交通」として信頼され続ける企業を目指し、全社員一丸となって取り組んでまいります。

なお、本報告書は当社の「安全確保のための取り組み」を皆様に広くお知らせするものです。
お気づきの点やご意見等がございましたら、ぜひ率直なお声をお寄せいただければ幸いです。



遠州鉄道株式会社

取締役社長 丸山 晃司

2.輸送の安全に関する基本的な方針

遠州鉄道においては、輸送の安全を確保するために、以下の通り社長以下全社員が一体となって取り組んでまいります。

（輸送の安全に関する基本的な方針について）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」ということを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう



遠州鉄道株式会社

取締役社長 丸山 晃司

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。



3.輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する重点施策については、

- (1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2)輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
- (3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5)輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

4.輸送の安全に関する目標及びその目標の達成状況

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社本部事故防止対策委員会・運輸安全マネジメント会議において策定した 2025 年度事故防止重点実施項目及び事故抑止目標、事故実績並びに 2026年度事故抑止目標は次の通りです。

(1)輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

- ・2025 年度事故抑止目標 有責事故削減
- ・2025 年度事故実績 対前年度 +18 件(126%)
- ・2026 年度事故抑止目標 有責事故削減

(2)年間最重点実施項目(2025 年度)

2025年度 事故防止スローガン

“確認”動作を守り！

有責事故ゼロ

安全！安心！信頼！ ～“確認”動作の徹底による輸送の安全確保～

事故防止重点実施項目

☑ 車内事故ゼロ

発車・停車前の車内“確認”を最優先！
「車内事故防止呼称“確認”動作5項目」

☑ バック事故ゼロ

見られていなくても必ず実践！
「バック事故防止“確認”動作10項目」

1. 有責事故削減

(1)バック事故防止 … バック事故防止**確認動作10項目**の完全実施

●バックチェック10点満点取得率 **80%以上** / 「一旦停止し、下がる場所の確認」実施率 **80%以上**

(2)車内事故防止 … **着席確認と呼称確認**の徹底

●5点満点取得率 **70%以上** / 「お後はごさいませんか？」達成率 **80%以上**

(3)接触事故防止 … **車両感覚の把握**を目的とする教育

(4)運行評価表100点取得率の向上 … ●**前年比 101%達成**

2. 運行ミスの削減

— 運行ごと運行表/運行指示書の確認

●スターフの表示変更(矢印標示)及び音声案内実施/
運行ミス防止機器の研究

3. 発生原因の分析力向上

— ●ヒヤリハット事案の収集と分析 ●「なぜなぜ分析」事故発生状況の分析

●適性診断結果の分析と活用

4. 乗務員健康管理の徹底

— ●年2回の定期健診 ●SAS検診の一斉実施及び毎月の実施状況確認

●脳ドック・心臓疾患・大血管疾患・視野障害検診の推進

※50、53、56、59、62、65、68、71歳(視野障害は40歳以降毎年)

5. 飲酒運転の撲滅

— 個人毎の飲酒習慣の把握、貸与チェッカーの動作確認

6. 新規運転者採用推進(45人)

(3)月別事故防止重点項目(2025年度)

		★月別有責事故発生件数を記入★
4月	〔人身傷害事故防止〕イエローストップ 歩行者信号点滅後は停止準備	【有責事故 件】
5月	〔バック事故防止〕“一旦停止し下がる場所の確認”の徹底	【有責事故 件】
6月	〔接触事故防止〕交差点右左折及び車線変更時、内輪差注意	【有責事故 件】
7月	〔車内事故防止〕車内ミラーを確認し、「お後はごさいませんか？」の徹底	【有責事故 件】
8月	〔人身傷害事故防止〕横断歩道通過時、周囲の確認、歩行者発見	【有責事故 件】
9月	〔接触事故防止〕“事故多発月”鍛冶町、田町、広小路、車間確保とオーバーハング注意	【有責事故 件】
10月	〔車内事故防止〕「ドア閉めます」の呼称確認の徹底	【有責事故 件】
11月	〔バック事故防止〕「バック事故防止確認動作10項目」の完全履行	【有責事故 件】
12月	〔接触事故防止〕アイポイントを作り、車両感覚を把握した接触事故防止の推進	【有責事故 件】
1月	〔有責事故防止〕運行評価表100点満点取得率、前年比101%達成	【有責事故 件】
2月	〔バック事故防止〕“一旦停止し下がる場所の確認”実施率80%以上達成	【有責事故 件】
3月	〔車内事故防止〕「お後はごさいませんか？」実施率80%以上達成	【有責事故 件】

(4)主な安全に関する外部表彰実績(2025年度)

【団体表彰実績】

静岡県自動車連合会安全運転コンクール

- ・一般表彰 静岡県警察本部長・静岡県自動車連合会長連名表彰・・・・・・浜松東営業所
- ・特別表彰 静岡県警察本部長・静岡県自動車連合会長連盟表彰・・・・・・浜松東営業所

【個人表彰実績】

- ・令和7年秋の黄綬褒章・・・・・・運転者1名(前年度1名)
- ・国土交通省 自動車関係功労者大臣表彰・・・・・・運転者1名(前年度1名)
- ・中部運輸局 功労者等局長表彰・・・・・・運転者4名(前年度2名)
- ・中部運輸局静岡運輸支局 功労者等支局長表彰・・・・・・運転者2名(前年度1名)
- ・公益社団法人日本バス協会 優良運転者表彰・・・・・・運転者4名(前年度2名)
- ・一般社団法人静岡県バス協会 優良バス運転者表彰・・・・・・運転者9名(前年度5名)
- ・静岡県高速道路交通安全協議会 隊長・会長連名表彰・・・・・・運転者2名(前年度3名)
- ・静岡県高速道路交通安全協議会 会長表彰・・・・・・運転者1名(前年度3名)
- ・静岡県高速道路交通安全協議会 西部支部長表彰・・・・・・運転者2名(前年度3名)

(5)主な安全に関する資格取得実績(2025年度)

運行管理者試験・・・合格者16名(前年度10名)

5.自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計

2025年度発生 32 件

内 訳

車内	9 件	第一当事者 8 件 第二当事者 1 件
追突	1 件	第一当事者 1 件 第二当事者 0 件
健康起因	20 件	
車両故障	2 件	

2024年度発生 16 件

内 訳

車内	3 件	第一当事者 3 件 第二当事者 0 件
衝突	1 件	第一当事者 0 件 第二当事者 1 件
健康起因	12 件	
車両故障	0 件	

※健康起因・・・体調不良により乗務交代を行った件数

6.自然災害による輸送障害(運休)

2025 年度

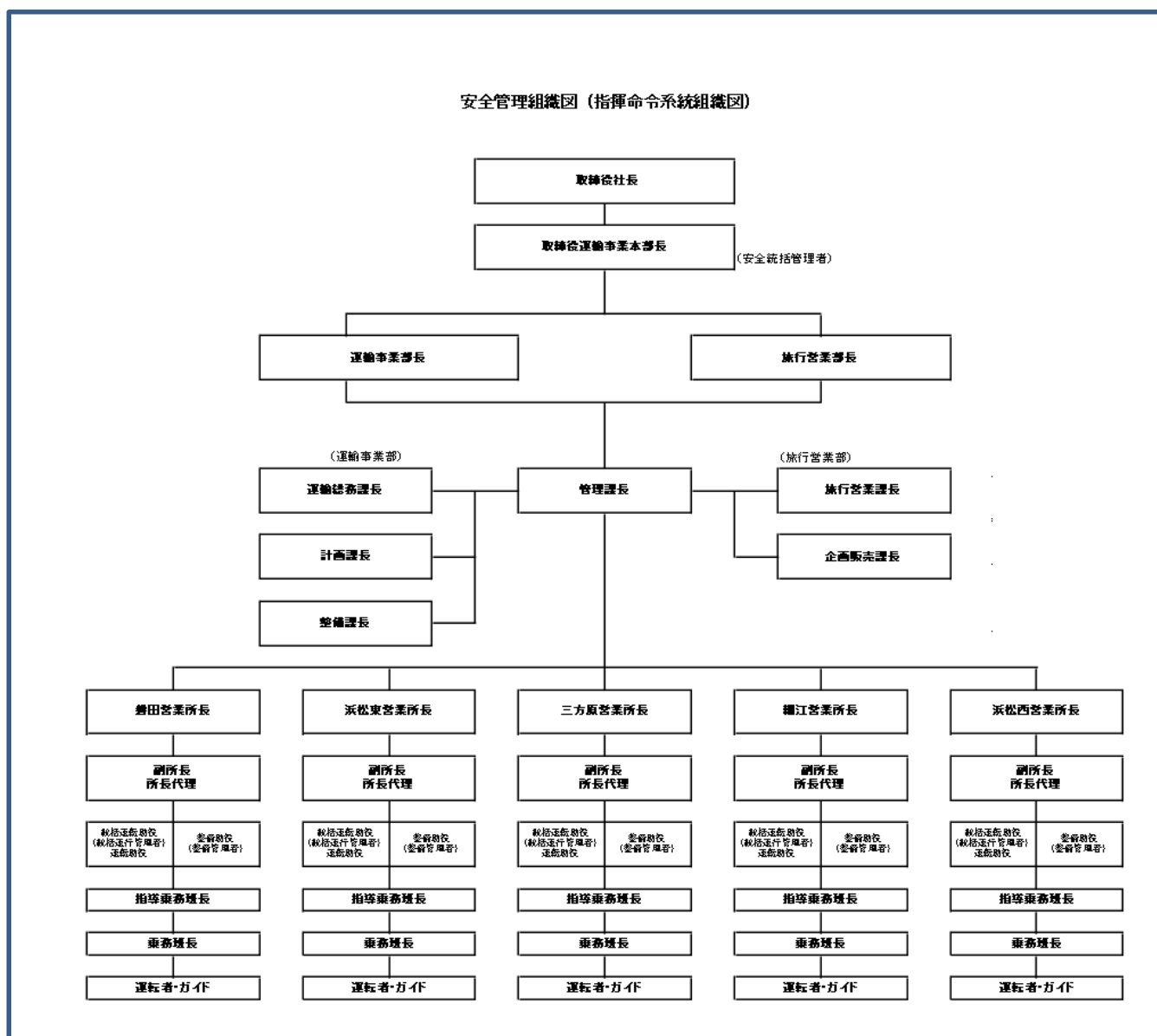
日付	要因	路線	運休状況
7 月 30 日	津波警報	一般路線	一部運休
8 月 16 日	大雨	一般路線	一部運休
1 月 25 日	大雪	空港・高速路線	一部運休
2 月 8 日	大雪	空港・高速路線	一部運休
2 月 9 日	大雪	空港・高速路線	一部運休

2024 年度

日付	要因	路線	運休状況
6 月 28 日	大雨	一般路線	一部運休
8 月 9 日	地震	空港・高速路線	一部運休
8 月 28 日	台風	空港・高速路線	全便運休
8 月 29 日	台風	空港・高速路線	一部運休
8 月 30 日	台風	空港・高速路線	一部運休
8 月 31 日	台風	空港・高速路線	一部運休
2 月 8 日	大雪	空港・高速路線	一部運休
2 月 19 日	大雪	空港・高速路線	一部運休
3 月 4 日	大雪	空港・高速路線	一部運休

※自然災害への対応については P21 をご参照下さい。

7.輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制



- (1)当社における輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。
- (2)当社における重大事故発生時及び災害、緊急時の報告並びに連絡体制の概略図は当社の安全管理規程に記載されているとおりです。

8. 2025 年度の輸送の安全のための重点施策と講じた措置

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

① 経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視(9月・12月)

【所内巡視】



【営業所員と語る会の開催】



② 自己監査(営業所監査・相互監査)の実施

「14. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

③ 経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査

「14. 輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

- ④事故防止のための計画・実施事項
ア.年間事故防止重点実施項目の設定

2025年度 事故防止スローガン

“確認”動作を守り！

有責事故ゼロ

安全！安心！信頼！ ～“確認”動作の徹底による輸送の安全確保～

事故防止重点実施項目

☑ 車内事故ゼロ

発車・停車前の車内“確認”を最優先！
「車内事故防止呼称“確認”動作5項目」

☑ バック事故ゼロ

見られていなくても必ず実践！
「バック事故防止“確認”動作10項目」

1. 有責事故削減

- (1)バック事故防止 … バック事故防止確認動作10項目の完全実施
●バックチェック10点満点取得率 80%以上／「一旦停止し、下がる場所の確認」実施率 80%以上
- (2)車内事故防止 … 着席確認と呼称確認の徹底
●5点満点取得率 70%以上／「お後はごさいませんか？」達成率 80%以上
- (3)接触事故防止 … 車両感覚の把握を目的とする教育
- (4)運行評価表100点取得率の向上 … ●前年比 101%達成

2. 運行ミスの削減

- 運行ごと運行表/運行指示書の確認
- スタッフの表示変更(矢印標示)及び音声案内実施／
- 運行ミス防止機器の研究

3. 発生原因の分析力向上

- ●ヒヤリハット事案の収集と分析 ●「なぜなぜ分析」事故発生状況の分析
- 適性診断結果の分析と活用

4. 乗務員健康管理の徹底

- ●年2回の定期健診 ●SAS検診の一斉実施及び毎月の実施状況確認
- 脳ドック・心臓疾患・大血管疾患・視野障害検診の推進
- ※50、53、56、59、62、65、68、71歳(視野障害は40歳以降毎年)

5. 飲酒運転の撲滅

- 個人毎の飲酒習慣の把握、貸与チェッカーの動作確認

6. 新規運転者採用推進(45人)

イ.各種強化月間の設定

4 月:春の全国交通安全運動(4/6～4/15)

- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

7 月:車内事故防止キャンペーン(7/1～7/31)

【重点実施項目】

【一般乗合バス(高速バスを除く)】

- ・「ゆとり乗降の啓発」「ゆとり運転の励行」「停留所発進時における安全基本動作の徹底」

【貸切・高速・空港連絡バス等】

- ・「乗客へのシートベルト着用案内の徹底」

7 月:夏の交通安全県民運動(7/11～7/20)

- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

9 月:秋の全国交通安全運動(9/21～9/30)

- ・バックの確認動作 10 項目チェック

12 月:年末の交通安全県民運動(12/15～12/31)

- ・飲酒運転防止指導
- ・交差点立ち見調査
- ・車内事故防止呼称確認動作 5 項目添乗チェック
- ・バックの確認動作 10 項目チェック

12 月:年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施(12/10～1/10)

- ・自主点検表による安全総点検

ウ.本部及び全営業所による事故防止対策委員会の開催(9 月・3 月)

【本部事故防止対策委員会・運輸安全マネジメント会議】



- 工.営業所長会議(毎月開催)、副所長・所長代理会議(年 6 回)
- オ.統括運行管理者会議(毎月開催)
- カ.整備管理者会議(毎月開催)
- キ.運輸事業部管理職及び担当課員による業務前点呼実施状況の確認

⑤健康管理の確実な実施

ア.年2回の定期健康診断

イ.健康管理指導基準(当社基準)に基づく運転者の健康状態の把握

ウ.睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策としてスクリーニング検査/終夜睡眠ポリグラフ検査の実施
……………検査実施者 144 名

エ.一定年齢に達した運転者に対する「脳 MRI 健診」の実施……………検査実施者 103 名

オ.一定年齢に達した運転者に対する「胸部・腹部 CT 検査」の実施……………検査実施者 104 名

カ.視野障害検査

・一定年齢に達した運転者に対する「眼底・眼圧・視力検査」……………検査実施者 104 名

・上記以外の 40 歳以上の運転者に対する自主検査……………検査実施者 296 名

キ.66 歳以上運転者の人間ドック毎年受診……………対象者 13 名

⑥飲酒運転防止対策の実施

ア.業務開始前及び業務終了後点呼時のアルコール検知の徹底(手順の遵守指導)

イ.個人持ちアルコールチェッカーの貸与

⑦その他

ア.安全性評価認定制度(四ツ星取得)



イ.運転者職場環境良好度認証制度(三ツ星)



ウ.カスタマーハラスメント対応マニュアルの HP 公表

(2).輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効果的に行うように努めること。

①運転者の採用強化および処遇改善

ア.運転者の年間休日数の拡大(2 日増)

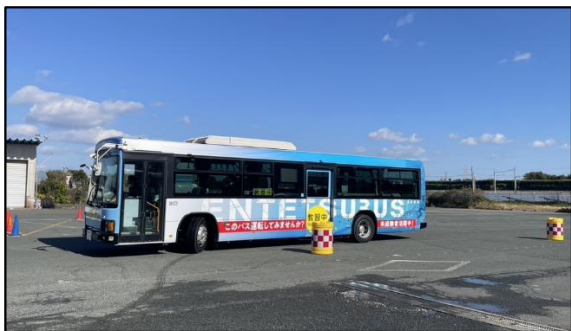
イ.ヘルスケア休暇制度の導入(生理休暇+月経前症候群、月経随伴症状まで適用を拡大)

ウ.安全推進手当の支給

エ.健康管理アプリ「WellGo」の導入

オ.どらなび EXPO(運転者採用合同説明会)への参加

カ.運転体験会の実施(毎月)



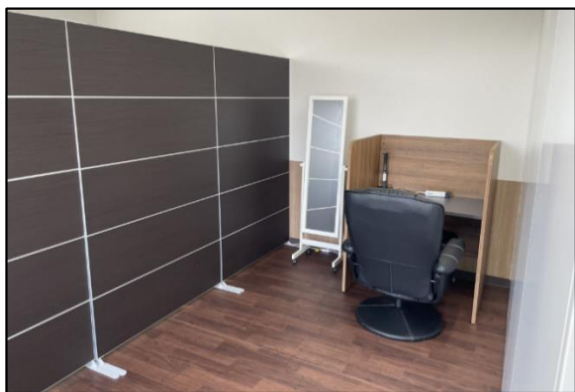
キ.60 歳以上の班長経験運転者を活用した教育制度

②運転者の離職防止

ア.メンター制度(新人運転者を中心に面談を実施)



イ.乗務員休憩室の改修(運転者のプライバシーに配慮した個室空間の設置)



- ウ.専属ヘルスキーパー(按摩師)の配置
- ③被服・備品制度の見直し
 - ア.指定サングラス着用制度
(日差しや車内の反射光を軽減し、安全運転をサポートする目的で、乗務中にサングラスを着用することを許可)
 - イ.ポロシャツ着用許可
(夏季乗務時において専用ポロシャツの着用を許可)
 - ウ.スニーカーの着用許可
- ④女性運転者の防犯対策「ALSOK まもるっく」導入
- ⑤各種安全投資の実施
 - ア.空港・高速車両 全車への IP 無線機の導入(計 32 台)
 - イ.新車導入(路線バス 10 両(内 EV バス1両)・空港バス 1 両・高速バス 1 両・貸切バス 3 両)
 - ウ.携帯用アルコールチェッカーの更新(58 台)
 - エ.点呼 PC 等の OS 更新
 - オ.路線バスの所要時分見直しによる定時性確保

(3).輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照。

(4).輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- ①事故・お客様の声情報の共有と活用(本社及び全営業所)
- ②ヒヤリハット情報の収集と分析
- ③国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- ④「社員のチカラ」(社内モニター制度による添乗評価)
- ⑤「ラインワークス」の活用による情報共有
- ⑥津波警報発令時の対応マニュアルの作成(全車両へ搭載)

(5).輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- ①「13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- ②安全運転中央研修所における安全運転研修(12/22~12/24:8 名)
- ③労働基準法及び改善基準告示に関する教育(全 11 回:110 名)
- ④安全運転研修センターにおける車両感覚養成訓練、高齢者疑似体験訓練

⑤ドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータを活用した事故防止教育



⑥外部講師による安全運転研修の実施

⑦東京・横浜方面現地教育(10名)

⑧京都・奈良方面現地教育(10名)

⑨雪道走行教育(10名)



⑩消防局交通事故救命救急法講習(21名)

⑪交差点における街頭指導(毎月実施)

⑫現場におけるバック操作指導

⑬整備管理者による日常点検の指導

⑭バスガイド安全教育(年2回: 59名)

⑮自己監査担当者研修会

⑯事故背景要因の把握のための「なぜなぜ分析」の実施

⑰独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)模擬監査の実施(各営業所運行管理者参加)

・・・三方原営業所・浜松西営業所



⑱地震発生を想定した防災訓練

ア.バスロケ無線による訓練

イ.トランシーバー・災害時優先電話を利用した拠点間の情報伝達訓練

ウ.社員の安否確認訓練

⑲不審者対応訓練(バスジャック・テロ)実施(12月)

静岡県警察本部 捜査第一課、生活安全企画課と合同で、バスジャック対応訓練を実施。

運行管理者に対する不審者対応要領の説明、個別対応訓練及び警察と合同で対処訓練を実施しました。



⑳警察 OB による危機管理体制強化とコンプライアンス教育の実施

9. 2025 年度安全に対する費用支出及び設備投資(主なものの実績)

(1)運転者への無事故手当……………139,041(千円)

(2)教育に関する支出(運転者・運行管理者)……………1,322(千円)

(3)休憩室の改修……………7,100(千円)

(4)新車両の購入……………422,752(千円)

(5)健康管理(運転者・運行管理者) ……4,273(千円)

※SAS スクリーニング検査、終夜睡眠ポリグラフ検査、脳 MRI 健診、

胸部・腹部 CT 検査、視野障害検査等の会社負担額

(6)携帯用アルコールチェッカー……………2,900(千円)

(7)IP 無線機の購入……………2,200(千円)

(8)点呼 PC 等の OS 更新……………1,055(千円)

(9)夏季制服ポロシャツ購入……………245(千円)

(10)安全運行、運転技能に対する社員への表彰……………2,744(千円)

(11)独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による

模擬監査、運輸安全マネジメントセミナー……………280(千円)

10. 2026 年度の輸送の安全に関する計画及び

輸送の安全のために講じようとする措置

「3.輸送の安全に関する重点施策」に対応して、輸送の安全を確保するために当社経営計画の中で策定した実施項目は次の通りです。

(1).輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

- ①経営トップ・安全統括管理者による全営業所職場巡視
- ②自己監査(営業所監査・相互監査)の実施
「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照
- ③経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査
「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照
- ④運輸防災マネジメントの推進
- ⑤事故防止のための計画・実施事項

2026 年度 事故防止スローガン

安全はすべてに優先！

有責事故ゼロ

安全！安心！信頼！ ～“確認”動作の正しい理解と確実な実践～

事故防止重点実施項目

- ☑ **車内事故ゼロ** — 「着席“確認”後の発車」と「乗降“確認”後の確実なドア閉め操作」
- ☑ **接触事故ゼロ** — 「確実な左右“確認”動作後のハンドル操作」と
「危険を予測した運転の徹底」
- ☑ **バック事故ゼロ** — 「バック事故防止“確認”動作10項目」「確認”動作の完全実施

1. 有責事故削減

- (1)車内事故防止 … 「車内事故防止呼称“確認”動作5項目」の完全実施
 - 社員のチカラ 5点満点取得率 **70%以上**／「お後ごさいませんか?ドア閉めます」達成率 **80%以上**
 - ゆとりあるダイヤ 所要時分見直し
- (2)接触事故防止 … 実技指導
 - 左側接触防止対策として“内輪差教育”
- (3)バック事故防止 … 「バック事故防止“確認”動作10項目」の完全実施
 - バックチェック 10点満点取得率 **90%以上**／「一旦停止し、下がる場所の確認」実施率 **97%**
- (4)運行評価表100点取得率の向上 … ●前年比 **101%達成** ●全営業所 100点取得率 **90%以上達成**

2. 運行ミスの削減

- 一運行ごと運行表／運行指示書の確認
- 運行ミス防止 スターフの表示変更(矢印標示)及び音声案内実施

3. 発生原因の分析力向上

- ●ヒヤリハット事案の収集と分析、ヒヤリハット集の編纂による情報共有
- 「なぜなぜ分析」事故発生状況の分析
- 教習車へのアイマークレコーダー(アイトラッキング)導入と適性診断結果の活用

4. 乗務員健康管理の徹底

- ●年2回の定期健診 ●人間ドック:66歳以降全員(会社負担)
- SAS検診の一斉実施(2026年度実施 … 三方原・浜松東・鉄道)
 - ・C-PAP装着率の向上(実施状況毎月確認)装着率 80%／マウスピース着用推進
- 簡易脳ドック、心臓疾患・大血管疾患健診、視野障害検診の漏れのない実施
 - ・対象年齢50、53、56、59、62、65、68、71、74歳 ※視野障害は40歳以降毎年実施

5. 飲酒運転の撲滅

- 個人毎の飲酒習慣の把握、貸与チェッカーの動作確認

6. 新規運転者採用推進(47人)と育成体制構築

7. 運輸防災マネジメントの推進

(2).輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。

①運転者採用の推進と処遇改善

- ア.自動車業務安全推進手当の支給
- イ.私傷病休暇の積み立て可能日数拡充
- ウ.運転者の年間休日 2 日増
- エ.60 歳以上の新人運転者指導担当運転者の処遇改善
- オ.新人専用乗務コースの新設

②健康管理の推進

- ア.SAS スクリーニング検査、終夜睡眠ポリグラフ検査
- イ.脳 MRI 健診、胸部・腹部 CT 検査、視野障害検査等
- ウ.人間ドッグ受診時の負担額軽減

③安全投資

- ア.乗合車両のデジタルタコグラフ及びドライブレコーダーの更新(AI による安全運転支援機能/リアルタイム通信機能 搭載型)

※AI の活用は将来構想とし、技術水準の向上を待って運用を開始する予定



- イ.点呼支援システムの改修
- ウ.視線計測装置(アイマークレコーダー)の導入
- ④運転者職場環境良好度認証制度更新(三ツ星維持)

(3).輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

「14.輸送の安全に関する内部監査結果並びに当該結果に基づき講じた措置及び講じようとする措置」参照

(4).輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

- ①事故・お客様の声情報の共有と活用(本社及び全営業所)
- ②ヒヤリハット情報の収集と分析
- ③国土交通省「事業用自動車安全通信」の活用による他社事例の周知
- ④「社員のチカラ」(社内モニター制度による添乗評価)
- ⑤「ラインワークス」の活用による情報共有
- ⑥津波警報発令時の運行対応マニュアルの作成(全車両へ搭載)

(5).輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

- ①「13.輸送の安全に関する教育及び研修の計画」の通り計画した教育及び研修の実施
- ②適性診断の実施と運転者への指導
- ③安全運転中央研修所における安全運転研修
- ④労働基準法及び改善基準告示に関する教育
- ⑤安全運転研修センターにおける車両感覚養成訓練、高齢者疑似体験訓練
- ⑥ドライブレコーダーやデジタルタコグラフのデータを活用した事故防止教育
- ⑦外部講師による安全運転研修の実施
- ⑧東京・横浜方面現地教育
- ⑨京都・奈良方面現地教育
- ⑩貸切 1 年目運転者教育(山間部・坂道)
- ⑪雪道走行教育
- ⑫交通事故救命救急法講習
- ⑬交差点における街頭指導(毎月実施)
- ⑭現場におけるバック操作指導
- ⑮整備管理者による日常点検の指導
- ⑯バスガイド安全教育(年 2 回)
- ⑰自己監査担当者研修会

- ⑱事故背景要因の把握のための「なぜなぜ分析」の実施
- ⑲独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)模擬監査の実施
- ⑳地震発生を想定した防災訓練
 - ア.バスロケ無線による訓練
 - イ.トランシーバー・災害時優先電話を利用した拠点間の情報伝達訓練
 - ウ.社員の安否確認訓練
- ㉑警察 OB による危機管理体制強化とコンプライアンス教育の実施

11.事故・災害に関する報告連絡体制

「7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制」及び安全管理規程を参照ください。

12.自然災害への対応について

(1)大雨の対応

集中豪雨等による道路の冠水や河川の氾濫、土砂災害の発生、もしくはその可能性が高いと判断される場合は、運行を見合わせる場合があります。

(2)暴風の対応

当社施設に設置された風速計により風速を観測しており、風速が規制値を越えた場合には、運行を見合わせます。また、風速が規制値内の場合でも運転者から強風の連絡があった場合は、安全を確保するために運行を見合わせる場合があります。

(3)台風の対応

台風接近時の対応としては、大雨時の対応及び暴風時の対応方に準じて運行を見合わせます。

【計画運休について】

大型の台風接近に伴い、当社のバス路線がその進路上にあり、「暴風域」に入るなど運行に重大な支障が見込まれる場合は、予め運行を中止する「計画運休」を実施する場合があります。(事前に当社ホームページ等で告知します)

(4)地震の対応

「激しい揺れ」や「周囲の建造物等の激しい揺れ」の体感・視認で地震の発生を確認した場合は、直ちに安全な場所にバスを停車させます。地震発生後の被害状況の確認、安全点検の実施により運行再開または中止を判断いたします。

(5)津波の対応

津波警報もしくは大津波警報が発令された場合は、状況に応じて運行の中断(付近の安全地帯へ回送・避難)や運行の見合わせ、運行経路の変更等を実施いたします。発生後の被害状況の確認、安全点検の実施により運行再開または中止を判断いたします。

(6)運行の再開について

運行を中断した場合、安全にバスが走行できること確認した後に運行を再開いたします。

大型の台風や地震、豪雨の場合は、当社係員によるバス路線や施設の点検等により安全の確認ができ次第運行を再開いたします。(被害状況によっては、運行の再開に時間を要する場合がありますのでご了承ください)

13.輸送の安全に係る教育及び研修の計画

(1).運転者

①初任運転者教育

②階層別教育

ア.階層に応じた教育

イ.事故未然防止教育(デジタルタコグラフデータ等を活用した教育・追跡指導)

ウ.事故惹起者教育(事故発生時のドライブレコーダー映像等を活用した教育)

エ.指導乗務班長・乗務班長教育(指導者育成教育)

③適性・適齢・初任診断の実施

(2).運行管理者

①運行管理者全員を対象とした年間 2 回の事故防止及び法令遵守に関する集合教育

②統括運行管理者を対象とした 1 ヶ月に 1 回程度の事故防止及び法令遵守に関する集合教育及び情報共有のための会議を実施

③運行管理者(統括運行管理者除く)を対象にした年間 2 回の事故防止及び法令遵守に関する集合教育

④独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による一般講習を受講

(3).整備管理者

①整備管理者を対象に、年間 4 回以上の整備基準確認等の集合研修を実施

②静岡運輸支局による研修・講習会の受講

③整備管理補助者への研修指導の実施

(4). 副所長、所長代理

年 6 回程度、運行管理・健康管理に関する集合教育及び意見交換を実施

(5).営業所長

月 1 回程度の営業所長会議において、情報共有及び意見交換を実施

(6). 初任運転者(貸切バス)

①実施内容・日程

安全運転の実技指導(添乗付き)、教育開始からおよそ 1 ヶ月半経過後に実施

②ルート

【基本ルート】三方原営業所より出発

1日目（西コース）	2日目（東コース）	3日（南コース）	4日目（北コース） （夜間）
三方原営業所	三方原営業所	三方原営業所	三方原営業所
中沢斎場	掛川道の駅	中の町・豊田町	天竜山東車庫
坪井ICより浜名BP	グランシップ静岡・隘路	R150 福田車庫	春野町 天狗の里
浜名バイパス 自動車専用道	草薙球場・東門	御前崎 なぶら市場	アクティの森
のんほいパーク西門・中央門	日本平パークウェイ	藤枝サッカー場	掛川球場
緑が浜公園	日本平（昼食）	谷稲葉（昼食）	入口 袋井ケートエコパ 4P
伊良湖岬（昼食）	清水・坂道	島田球場 金谷駅	出口 掛川ケート
豊橋道の駅	三保の松原	掛川道の駅	掛川駅南口
湖西市スズキ・レークサイド	R150号・焼津IC入り口	三方原営業所	つま恋南ゲート
三ヶ日・根洗町	谷稲葉・うぐいすパーキング		菊川相良線
三方原営業所	三方原営業所		静岡空港（夕食）
			三方原営業所

③車種区分

大型貸切車両を使用

④実技指導の具体的内容

国土交通省が定める「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の内容に基づき実施しております。

実際に運行する可能性のある経路（高速道路、坂道、隘路、市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗等により指導しております。

【坂道走行】



【夜間走行】



⑤添乗者の指導歴

当社では 5 名の指導員 7 名の補助指導員が実技指導を行っております。

指導員の指導歴 13 年(1名)、10 年(1名)、4 年(1名)、2 年(1名)、1 年(1 名)です。

補助指導員の指導歴 4 年(3 名)、3 年(1 名)、1 年(3 名)です。

14.輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに 基づき講じた措置及び講じようとする措置

(1).2025 年度において講じた措置は以下の通りです。

- ①当社においては「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づく自己監査規程により、自己監査を実施しております。2025 年度については、本部運行管理部門及び全営業所に対して自己監査を実施し、改善を図りました。
- ②経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員の監査を実施しております。取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組み、課題等を確認するための監査を実施し、関与状況を確認しました。

【経営トップ・安全統括管理者の輸送の安全の確保への取り組み状況の監査(2026.3.30)】



(2).2026 年度において以下のような措置を講じます。

①自己監査について

ア.自己監査(営業所監査、相互監査)を実施します。

イ.重大事故、災害等が発生した場合、その他必要と認められる場合については自己監査を実施します。

ウ.自己監査結果から改善すべき点が発生した場合は、直ちに是正措置又は予防措置を講じ、フォローアップの自己監査を実施します。

- ②経営トップの輸送の安全の確保への関与状況についての監査等委員監査について、取締役社長・安全統括管理者に対し、輸送の安全の確保のための取り組みへの関与状況を確認します。

15.一般貸切旅客自動車運送事業の内容について

(1)車両に係わる情報(2026年3月31日現在)

	車両数 (台)	年式(年)		平均 車齢 (年)	ドライブ レコーダー 搭載車両 導入台数 (台)	デジタル式 運行記録計 搭載車両 導入台数 (台)	ASV 搭載車両 導入台数 (台) ※後付除く	ASV 後付 導入 台数 (台)	主な運行の態様
		最古	最新						
大型	81	2000	2025	12年	81	81	57	9	観光輸送(昼間)
中型	9	1999	2017	11年	9	9	6	0	学校・企業等の 送迎行事輸送
小型	-	-	-	-	-	-	-	-	
任意保険 加入状況		対人保険 無制限			対物保険 無制限				

(2)人員体制に係わる情報(2026年3月31日現在)

運転者	雇用形態別人数 (人)	正規	正規雇用以外	合計	
		388	34	422	
運行管理者	社会保険等加入者 (人)	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		420	417	422	421
運行管理者	30				
整備管理者	5				

16.行政処分の公表

2025年度において行政処分を受けた実績はございません。

17.安全管理規程

当社の「安全管理規程」は別紙の通りです。当社については「安全管理規程」の届出の義務を有した事業者であり、2006年12月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。



18.安全統括管理者

当社については、安全統括管理者の届出の義務を有した事業者であり、現時点の安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 5 の要件を満たしており、2024年 7 月に中部運輸局静岡運輸支局に届出を済ませております。

【氏 名】 高林 宏明

【役 職】 取締役運輸事業本部長

安全管理規程（自動車）

遠州鉄道株式会社

安全管理規程

目次

第1章	総則
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総 則

第1条（目 的）

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3条（輸送の安全に関する基本的な方針）

取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保のために「輸送の安全に関する基本的な方針」を社長訓として次の通り定め、社員（一般旅客自動車運送事業に関係する社員に限る。）に対し輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させる。

「社長訓～輸送の安全に関する基本方針～」

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事するものは、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

また、近年、自然災害の頻発化・激甚化が進む中、輸送の安全を確保するためには、災害発生時の迅速かつ的確な対応に加え、平常時からの備えを強化することが重要である。そのため、災害による被害の軽減、利用者および社員の安全確保、事業の継続・早期復旧に向けた取組を推進する。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう
4. 自然災害等に備え、災害時にはお客様と社員の安全確保を最優先として行動しよう

以上、方針に基づき「輸送の安全の確保」に向けた安全対策については絶えず見直しを図り、輸送の安全性向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても積極的に公表していく。

第4条（輸送の安全に関する重点施策）

1. 前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を重点施策とし、当社経営計画の中で実施項目を策定して実施する。
 - （1） 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
 - （2） 輸送の安全に関する要員確保及び設備投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - （3） 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
 - （4） 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - （5） 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
 - （6） 自然災害その他の非常事態に備え、事前のリスク把握、教育訓練、設備対策等を推進し、災害発生時には人命を最優先とした適切な対応および事業の早期復旧を図ること。

第5条（輸送の安全に関する目標）

第3条に掲げる輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、当社運転事故防止対策委員会において、事故防止重点実施項目を年度毎に目標として策定する。

第6条（輸送の安全に関する計画）

重点施策の実行および目標の達成のために、必要な予算の確保や実施項目を毎年度作成する経営計画の中で定め、その実行により輸送の安全を確保する。また、自然災害等に対する輸送の安全確保のため、防災対策、教育訓練、対応手順の整備等についても計画的に実施する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第7条（取締役社長の責務）

1. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な

措置を講ずる。

3. 取締役社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 取締役社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（社内組織）

1. 取締役社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。
 - （1）安全統括管理者（運輸事業本部長）
2. 安全統括管理者は運輸事業部長を通じて上記の企業統治を的確に実施するため次に掲げる者を選任する。
 - （1）運行管理者
 - （2）整備管理者
 - （3）その他必要な責任者
3. 運輸事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
4. 営業所長は、運輸事業部長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所を統括し、指導監督を行う。
5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第9条（安全統括管理者の選任及び解任）

1. 旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者から、運輸事業本部長を安全統括管理者として選任する。
2. 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - （1）国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - （2）身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - （3）関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

第10条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

1. 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
2. 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
3. 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

4. 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
5. 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、内部監査を行い、取締役社長に報告すること。
6. 取締役社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
7. 運行管理が適正に行われるよう、運輸事業部長を通じて、運行管理者を統括管理すること。
8. 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
9. その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 1 条（輸送の安全に関する重点施策の実施）

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する重点施策を実施するために、輸送の安全に関する計画の中で実施項目を策定し、その実施を通じて輸送の安全に関する目標を達成する。

第 1 2 条（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

取締役社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

第 1 3 条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

1. 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する報告が、取締役社長、安全統括管理者又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、同報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

第 1 4 条（輸送の安全に関する教育及び研修）

第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第 1 5 条（輸送の安全に関する内部監査）

1. 安全統括管理者は、内部監査員を指名して、安全マネジメントの実施状況等を点

検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、必要と判断される事例が発生した場合は上記以外に内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役社長に報告するとともに輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

第16条（輸送の安全に関する業務の改善）

1. 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

第17条（情報の公開）

1. 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。
2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第18条（輸送の安全に関する記録の管理等）

1. 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、教育及び研修の状況、内部監査の結果、取締役社長に報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法については、遠鉄グループ文書管理規程に基づくものとし、詳細については、別紙文書等保存内規に定めるものとする。

第19条（自然災害等への対応）

1. 地震、風水害その他の自然災害等により輸送の安全に影響を及ぼすおそれがある場合に備え、対応手順および連絡体制を整備する。

- 2.災害発生時には、旅客および社員の安全確保を最優先として行動し、状況に応じて運行中止、避難誘導その他必要な措置を講じる。
- 3.災害対応に関する教育訓練を実施し、対応能力の向上を図る。
- 4.災害対応の実施状況については検証を行い、必要に応じて改善を行う。

附 則

制 定	平成18年10月 1日
改 正	平成20年11月10日
改 正	平成21年 4月 1日
改 正	平成21年 8月10日
改 正	平成22年 7月 1日
改 正	平成23年 6月 1日
改 正	平成24年 6月 1日
改 正	平成25年 6月 1日
改 正	平成27年 1月 1日
改 正	平成28年 7月 1日
改 正	2020年 6月 1日
改 正	2020年 9月 1日
改 正	2022年 6月 29日
改 正	2024年 7月 1日
改 正	2025年 7月 1日
改 正	2026年 7月 1日

社 長 訓

～輸送の安全に関する基本方針～

遠鉄グループの事業運営の根幹は、運輸事業が長年に亘って築き上げてきた地域の皆様からの「安全・安心・信頼」という評価で成り立っており、輸送の安全の確保ができなければ、一瞬にして地域からの信頼を失う。言い換えれば、遠鉄グループの事業は、運輸事業における安全運行が支えているといっても過言ではない。

我々バス事業に従事する者は、「輸送の安全こそが最も重要なサービスである」と言うことを深く認識し、お客様が安心してご乗車頂ける日本一のバス会社を目指す。

また、近年、自然災害の頻発化・激甚化が進む中、輸送の安全を確保するためには、災害発生時の迅速かつ的確な対応に加え、平常時からの備えを強化することが重要である。

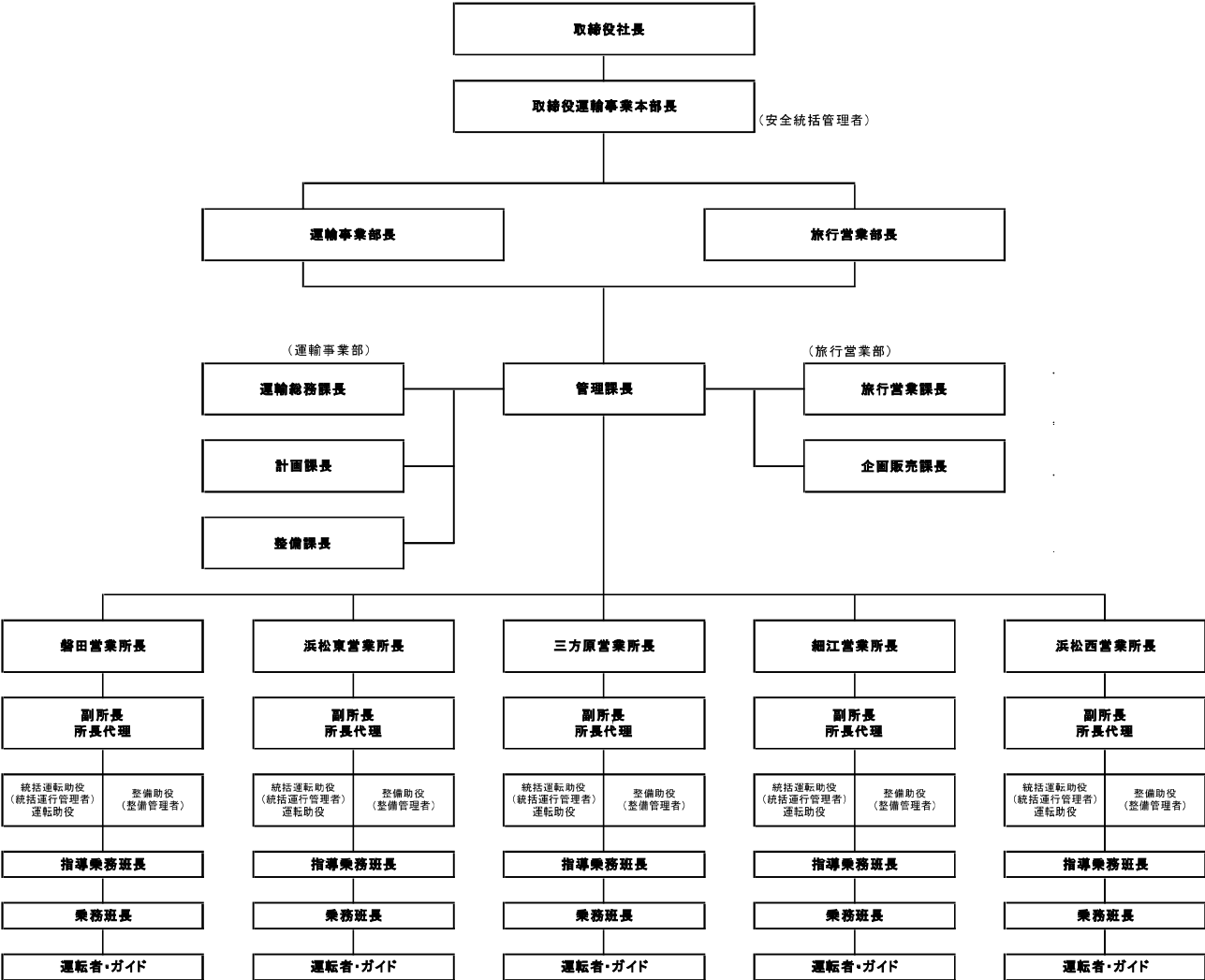
そのため、災害による被害の軽減、利用者および社員の安全確保、事業の継続・早期復旧に向けた取組を推進する。

1. 最も重要なサービスとは、輸送の安全である
2. 関係法令や社内規則を遵守しよう
3. 現場の声をいかして安全の確保に努めよう
4. 自然災害等に備え、災害時にはお客様と社員の安全確保を最優先として行動しよう

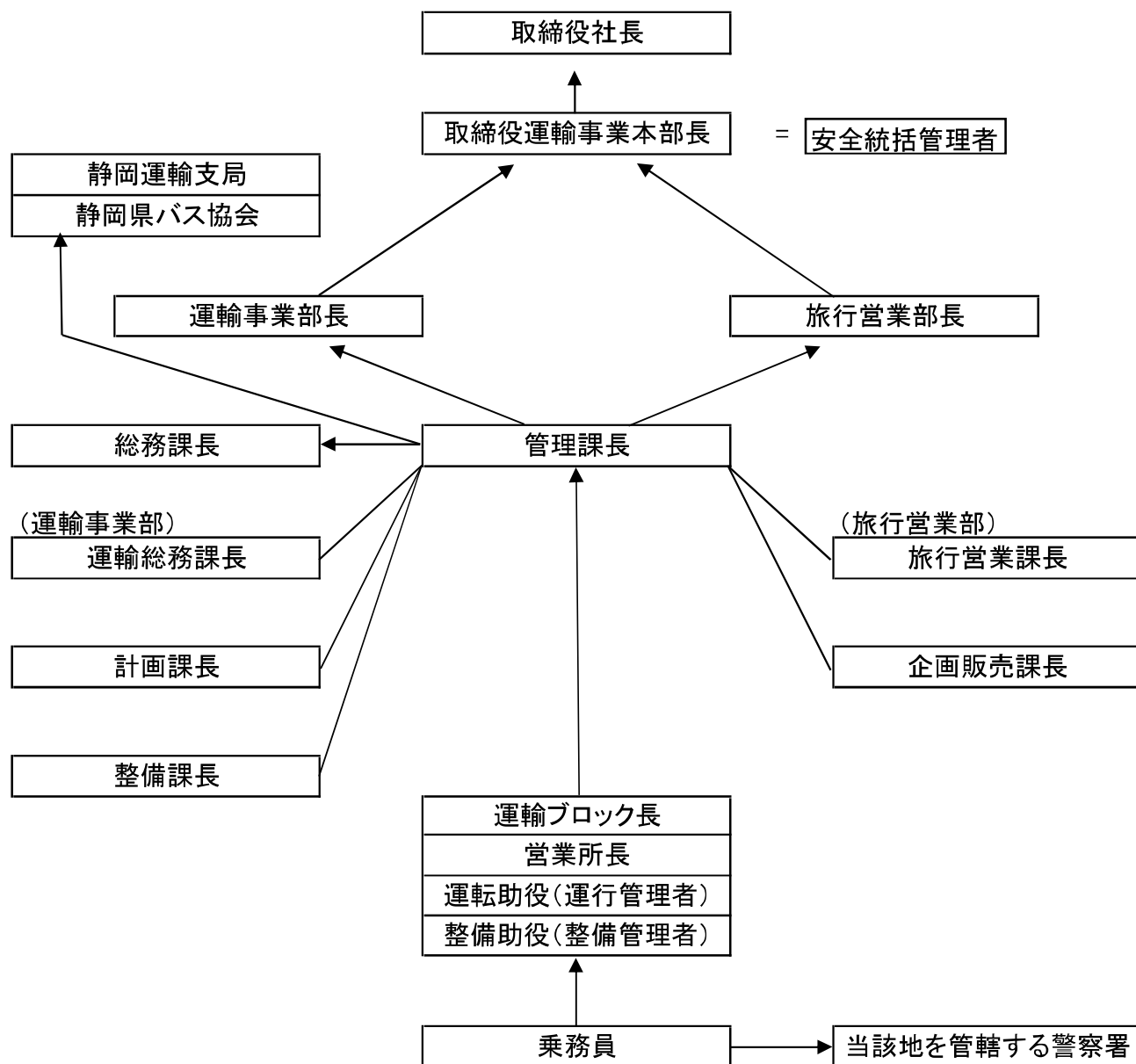


遠州鉄道株式会社
取締役社長 丸山晃司

安全管理組織図（指揮命令系統組織図）



重大事故発生時および緊急時の報告並びに連絡体制



(乗務員は事故発生と同時に乗務員手帳に基づき報告すること)

文書等保存内規

この内規は旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規程に基づき定められた旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針の第15条の規定に基づき情報および記録の保存について下記の表の通り定める。

帳票類名	期間	場所	根拠条文	適用
点呼簿(甲)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼簿(乙)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年 (貸切事業は3年)
点呼簿(丙)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
点呼実施状況の録画・録音記録	90日間	管理課	運輸規則第24条	90日間 (貸切事業のみ)
アルコール呼気検査時の写真	90日間	管理課	運輸規則第24条	90日間 (貸切事業のみ)
出勤簿(乗合・貸切・契約)	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
対面点呼簿	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
乗務記録(タコグラフ)	3年	営業所	運輸規則第25条	法令は1年 (貸切事業は3年)
苦情処理簿	3年	営業所	運輸規則第3条	法令は1年
事故記録	永久	営業所	運輸規則第26条の2	法令は3年
乗務員台帳	3年	営業所	運輸規則第37条	退職後
運行前点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
中間点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
終業点検表	3年	営業所	運輸規則第24条	法令は1年
運行指示書	3年	営業所	運輸規則第28条の2	法令は1年
運送引受書	3年	企画販売課	運輸規則第7条の2	法令は3年
事故速報	3年	営業所		
お褒め・ご意見集計表	3年	営業所		
異常気象の記録	3年	営業所		
適性診断	3年	営業所	運輸規則第38条の2	
タコグラフ指導表	3年	営業所		
デジタコ運行評価表	3年	営業所		
健康診断個人指導表	5年	営業所	労働安全衛生法第66条	
本部事故防止委員会議事録	3年	管理課		
交通事故集計表	3年	管理課		
内部監査報告書	3年	管理課		
自動車事故報告書	永久	管理課		
安全統括管理者の指示に関する記録	3年	管理課		
重大事故および緊急時の報告連絡体制に関する記録	3年	管理課		
情報公開に関する記録	3年	管理課		
安全管理規程第18条に規程された記録	3年	管理課		
教育・訓練の記録	3年	管理課		